暴力団員等排除に係る誓約書

　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者（設置者） | 所在地 |  |  |
| 名　称 |  |  |
| 代表者 | 住　所 |  |  |
| 氏　名 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |

　事業者（設置者）は、仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定事業者等からの暴力団員等排除に関する要綱（平成25年９月30日健康福祉局長決裁。）に基づき、下記のことを誓約するとともに、本誓約書の内容について、仙台市長が宮城県警察本部長に照会することを承諾します。

記

１　事業者（設置者）及び当該申請又は届出に係る事業所（施設）の管理者は、仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号。以下「市暴排条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当する者ではありません。

２　事業者（設置者）は、市暴排条例第２条第２号に規定する暴力団を利することとならないように事業運営を行います。

役員等の名簿

* 代表者、役員※及び管理者について記入してください。
* 外国人で日本名もある場合は、それぞれ１行ずつ記入してください。
* 役員…業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | ﾌﾘｶﾞﾅ(半角ｶﾅ。姓と名は半角ｽﾍﾟｰｽで分ける) | 氏名（全角。姓と名は全角スペースで分ける） | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| 元号 | 年 | 月 | 日 | M･F |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記入例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | ｱｵﾊﾞ ﾀﾛｳ | 青葉　太郎 | Ｓ | 49 | ８ | １ | Ｍ | 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 |

欄が不足する場合は、裏面に記入してください。

（誓約書裏面）

役員等の名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | ﾌﾘｶﾞﾅ(半角ｶﾅ。姓と名は半角ｽﾍﾟｰｽで分ける) | 氏名（全角。姓と名は全角スペースで分ける） | 生年月日 | 性別 | 住所 |
| 元号 | 年 | 月 | 日 | M･F |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| **仙台市暴力団排除条例（抜粋）**第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。二　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下この条において「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。三　暴力団員等　次のいずれかに該当するものをいう。イ　暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。ロにおいて同じ。）ロ　暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者ハ　法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。 |